

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)
 【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

No.	質問	回答
1	感染防止宣言ステッカーとは何ですか。何のためのものですか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、各業界団体のガイドラインを遵守することに同意いただいた事業者に「感染防止宣言ステッカー」を発行しています。ステッカーを店舗等の目立つところに掲示していただくことで、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。
2	なぜ大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーのシステムを統合したのですか。	店舗等施設事業者の皆さまに、大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーを導入していただくために、両サービスを一度の手続きで導入できるようシステムを統合しました。システムの統合により、両サービスの導入促進を図るほか、店舗等施設の名称や所在地など、同一の情報を2回登録していただく手間を省くこともできます。
3	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの導入は必須ですか。	大阪コロナ追跡システムは、社会経済活動を維持しつつ、感染者と同日に同施設を訪れた方に注意喚起を行うことで、感染拡大を少しでも抑制することを目的としており、感染防止宣言ステッカーは、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るために重要なガイドラインの遵守徹底と、府民の皆様への安心の提供による利用促進を図るものです。ぜひ導入をお願いします。
4	大阪コロナ追跡システムを既に導入しているのですが、どうすれば感染防止宣言ステッカーを発行できますか。	大阪コロナ追跡システムを既に導入されている場合は、大阪コロナ追跡システムの「事業者マイページ」内で感染防止宣言ステッカーを発行することができます。「システム登録・事業者マイページについて」をご覧ください、案内に従って手続き願います。 【システム登録・事業者マイページについて】http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/toroku_mypage.html
5	感染防止宣言ステッカーを既に導入しています。大阪コロナ追跡システムのみ新たに導入することはできますか。	感染防止宣言ステッカーは、大阪コロナ追跡システムの導入や名簿作成に協力することが利用規約に含まれています。大阪コロナ追跡システム導入の対象施設であって、もし大阪コロナ追跡システムの導入・名簿作成への協力なしにステッカーを導入していたのであれば、速やかに大阪コロナ追跡システムを導入し、事業者マイページ画面で感染防止宣言ステッカーの情報の登録をお願いします。また、これまで名簿作成によって利用者情報を管理していたものの、名簿作成をやめ、今回新たに大阪コロナ追跡システムを導入される場合も、お手数ですが事業者マイページ画面で感染防止宣言ステッカーの情報の登録をお願いします。
6	事業者マイページのログインの際に用いる施設IDとは、感染防止宣言ステッカーに記載されている番号のことですか。	感染防止宣言ステッカーに記載されている番号は、「ステッカー発行番号」であり、「施設ID」とは異なるものです。「施設ID」については、事業者マイページログイン画面の「施設IDの調べ方はこちら」に従ってご確認ください。
7	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの施設登録にあたり、別の名称で登録してしまいました。どうすればよいですか。	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーに登録した異なる施設名のうち、どちらに統一されるかにより手続きが異なります。 感染防止宣言ステッカーに登録している施設名で統一される場合は、当該施設名で大阪コロナ追跡システムに新規登録いただいた上、事業者マイページの「ステッカー発行番号」の欄に感染防止宣言ステッカーの発行番号を入力し、「番号検索」ボタンを押してください。ステッカーを発行した際に登録された情報が表示されますので、表示された内容と「大阪コロナ追跡システム」に登録した名称とをご確認ください。 大阪コロナ追跡システムに登録している施設名で統一される場合は、事業者マイページで、「ステッカー発行番号」を入力し「番号検索」ボタンを押すと、自動的に、感染防止宣言ステッカーの施設名称が、大阪コロナ追跡システムの施設名称に統一されます。その後、感染防止宣言ステッカーの再発行を行うと、大阪コロナ追跡システムと同一の施設名称で発行されます。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

8	<p>感染防止宣言ステッカーを既に導入しています。大阪コロナ追跡システムだけ、新規登録をしたいのですが、表示された事業者マイページに感染防止宣言ステッカーの入力項目も表示されています。ステッカーの発行番号を必ず登録しないといけませんか。</p>	<p>既にステッカーを発行されている方については、感染防止宣言ステッカーに関する入力とは必須ではありませんが、入力いただくことで登録情報の確認や再発行が可能となりますので、極力入力くださいますようお願いいたします。</p>
9	<p>感染防止宣言ステッカーの発行番号を入力し、検索を押下したところ、「登録情報がありません」とエラーメッセージが出ました。なぜですか。</p>	<p>感染防止宣言ステッカーを発行する際に登録した電話番号と、大阪コロナ追跡システムで施設情報を登録された際の電話番号が異なるため、同一施設の照合ができなくなっている可能性があります。この場合、追跡システム、ステッカーいずれかの登録された電話番号を変更する必要があります。 次のいずれかの方法で変更してください。 ①【追跡システムの登録番号を変更したい・間違えていた】 →事業者マイページで電話番号を修正してください。 ②【感染防止宣言ステッカー発行の際に登録した電話番号を変更したい・分らない・間違えていた】 →事業者マイページで、感染防止宣言ステッカーの新規登録をしてください。</p>
10	<p>事業者マイページの感染防止宣言ステッカーの「事業者名」には何を入力すればいいのですか。</p>	<p>(例)株式会社おおさか、有限会社オオサカ、大阪商店など、社名、屋号(お店や事務所のお名前)です。なお、個人で経営されている場合は「個人事業主」と入力してください。</p>
11	<p>事業者マイページの感染防止宣言ステッカーの「店舗種別」は、マイページの上段にある「種別」と同じ情報を入力するのですか。</p>	<p>「種別」は、コロナ追跡システムで施設情報を登録していただく際に、プルダウンメニューから選択していただく業態の種類のこと、感染防止宣言ステッカーの「業種」に該当します。 「店舗種別」は自由入力になります。例えば、たこ焼き屋、お好み焼き屋など具体的な店舗種別の情報を入力いただきますようお願いいたします。</p>
12	<p>事業者マイページの「おおきにアプリURL」と感染防止宣言ステッカーの「店舗ホームページ」は同じものを登録する必要がありますか。</p>	<p>「おおきにアプリURL」は、「大阪おおきにアプリ」を利用する施設に対して、アプリ提供事業者(PayPay又はりそな銀行・ビジコム共同企業体)が提供するURLです。 アプリ提供事業者宛てに大阪おおきにアプリの利用申請を行うと、アプリ提供事業者から各施設専用のURLが提供されますので、そのURLを入力してください。 感染防止宣言ステッカーの「店舗ホームページ」は、施設(店舗)で開設しているホームページをお持ちの場合に、当該ページのURLを入力していただくもので、同じものではございません。なお、「店舗ホームページ」の入力は任意となっております。</p>
13	<p>QRコードはメールで送付されましたが、感染防止宣言ステッカーが添付されていません。</p>	<p>QRコードとステッカーは別のメールで送付されます。 まず大阪コロナ追跡システムの新規登録が完了する(登録を押下する)と、QRコードが添付された追跡システム登録完了をお知らせするメールが送付されます。 追跡システムの登録が完了すると、事業者マイページに自動的に遷移します。登録情報の公開設定に同意し、当該ページの下部にある「感染防止宣言ステッカー」の各項目に情報を登録したうえで、「ステッカー発行」を押下していただくと感染防止宣言ステッカーの新規登録が完了となります。この際に、ステッカーが添付された登録完了をお知らせするメールが送付されます。</p>
14	<p>いつ統合されたのですか。</p>	<p>令和2年11月20日から一部統合し、令和3年1月6日より完全統合しました。</p>

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

15	<p>今回のシステム統合により、感染防止宣言ステッカーを発行する際に 大阪コロナ追跡システムで登録手続き等を行うことになる施設はどのような施設ですか。</p>	<p>すべての施設が、感染防止宣言ステッカー、大阪コロナ追跡システムの共通システムにより登録いただくことになります。</p>
16	<p>ステッカーを発行する際に登録した内容を修正したいのですが。</p>	<p>事業者マイページから住所、電話番号及び店舗ホームページの修正が可能です。 事業者マイページを作成されていない場合は、新たに事業者マイページを作成していただき、その際、入力フォームにステッカー発行番号を入力の上、登録を進めることで、上記項目の修正が可能です。</p>
17	<p>ステッカーを紛失・破損したので再発行できますか。</p>	<p>事業者マイページにてステッカー登録番号を入力することで、ステッカーの再発行が可能です。 事業者マイページを作成されていない場合は、新たに登録し、その際、入力フォームにステッカー発行番号を入力の上、登録を進めることで、再発行が可能です。</p>
18	<p>プリンターがない場合はどうしたら良いですか。</p>	<p>お手数ですが、コンビニ等で印刷いただくか、またはデジタル画面からも利用者登録いただけますので、店のデジタルサイネージ、タッチパネル、パソコンディスプレイなどにお送りしたステッカーデータを表示するなど、利用者に見えるよう掲示してください。 <参考>コンビニでのプリントの方法 【スマホ】 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリと印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html ・ファミリーマート、ローソン https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/ja/howto.aspx 【パソコン】 USBメモリ等にステッカーデータを保存する。主要コンビニでの印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.sej.co.jp/services/print.html ・ファミリーマート https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9 ・ローソン https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy</p>

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

19	感染防止ステッカーを登録するのに大阪コロナ追跡システムも導入しないとイケないのですか。	大阪コロナ追跡システムの対象施設に該当する場合は導入をお願いしていますが、名簿作成などによって利用者情報を管理している場合は導入不要です。 ただし、登録は共通システムよりご登録下さい。
----	---	---

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-1.感染防止宣言ステッカー(制度)】

No.	質問	回答
1	目的は何ですか？	<p>感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るためには、事業者の皆様、業界団体が作成された「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守していただくことが重要です。</p> <p>感染防止対策に取り組む事業者に「感染防止宣言ステッカー」データを配信し、店舗の入口などに掲示していただくことで府民の皆様が安心して施設・店舗を利用できることを目的に実施します。</p>
2	いつ開始されたのですか？	<p>令和2年7月1日(水)から開始しました。</p>
3	どのような仕組みですか？	<p>施設・店舗で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策として取り組んでいる内容をご確認いただいた上で、ガイドライン遵守宣言及び必要事項等を入力していただくことで、大阪府から「感染防止宣言ステッカー」のデータを配信させていただく仕組みです。</p>
4	登録は義務ですか？	<p>義務ではありませんが、多くの方に安心して施設等を利用していただくための取り組みですので、ご協力をお願いします。</p>
5	登録に費用はかかりますか？	<p>登録に際して費用は発生しません。ただし、登録に必要な通信費用、ステッカーを印刷する費用は事業者様でご負担いただくこととなります。</p>
6	大阪府外の店舗も登録できますか？	<p>大阪府内に所在する事業者(施設・店舗等)を対象としています。</p>
7	登録は運営主体が行うのですか？施設・店舗ごとに行うのですか？	<p>施設・店舗ごとに登録をお願いします。</p>

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-2.感染防止宣言ステッカー(同意事項)】

No.	質問	回答
1	業種別ガイドラインとは何ですか？	新型コロナウイルスとの「共存」を前提として、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るために、感染拡大予防について、「基本的な考え方」と「リスクに対する具体的な対策」を業種ごとにまとめたものです。
2	ガイドラインが何種類もありますが、全種類遵守しないといけないのですか？	自身の業態に応じたガイドライン1種類を遵守してください。
3	どのガイドラインを遵守すればいいですか？	自身の業態に応じたガイドラインを遵守してください。たとえば、一般的な飲食店であれば、「一般社団法人日本フードサービス協会」等が作成した、「外食業の事業継続のためのガイドライン」を遵守してください。
4	スナックはどのガイドラインを遵守すればいいですか？	「全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会」が作成した「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。
5	バーはどのガイドラインを遵守すればいいですか？	自身の業態に応じ、「一般社団法人 日本バーテンダー協会」等が作成した「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」「全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会」が作成した「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などから選択し、遵守してください。
6	カラオケ喫茶はどのガイドラインを遵守すればいいですか？	自身の業態に応じ、「一般社団法人全国カラオケ事業者協会」等が作成した「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や、「全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会」が作成した「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などから選択し、遵守してください。
7	ガイドラインを作成している団体に加入していないのですが、ステッカーは登録できませんか？	団体の加入の有無は問いませんので、自身の業態に応じたガイドラインを遵守してください。
8	ガイドラインが示されていないので、近い業種を選択しても良いですか？	ステッカーは、業種別ガイドラインを遵守する事業者を対象としています。ガイドライン一覧に掲示がない場合は、事業実態が最も近い業種が規定するガイドラインを遵守してください。 なお、一覧にない場合でも、所管省庁等において業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらを遵守していただいても構いません。
9	ガイドラインに定められていることで遵守できないものがあるのですが登録できませんか？	店舗の実情により遵守できない事項については、代替手段を講じていただければ、登録していただいても構いません。その際は、取り組んでいる内容を取組書にご記載いただき、ステッカーとともに店舗先等に貼付してください。(取組書については、下記の府ホームページ「感染防止宣言ステッカー」ページよりお使いいただけます。)
10	ガイドラインが掲載されているURLのリンクが切れているのですが	お手数ですが、団体名から該当のガイドラインを直接検索してください。
11	登録店の公開とはどういうことですか？	ステッカーの登録をしている施設・店舗の一覧を府のホームページに掲載しています。ステッカーの登録施設・店舗であるという旨の公開であり、感染者の発生等によって施設・店舗名を公開するといった主旨ではありません。
12	「従業員等が体調不良を申し出た場合に、積極的に検査の受診を勧める」とありますが、一人で営業しているのですが。	自身を含めて「従業員」と認識ください。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-2.感染防止宣言ステッカー(同意事項)】

13	登録後、店舗に来て調査されることがあるのですか？	感染防止対策を十分に行っていただければ、基本的には調査することはありませんが、対象の不履行についての情報提供などがあれば、必要に応じて調査する可能性があります。
14	コロナ追跡システムの導入、名簿の作成は両方必要ですか？	感染者が発生した場合に、感染経路を特定できるようにするためのものなので、どちらかで結構です。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-3.感染防止宣言ステッカー(登録)】

No.	質問	回答
1	どこから登録すれば良いですか？	大阪府ホームページの専用フォームから登録をお願いします。インターネットでの登録となりますのでご了承ください。
2	パソコン、スマートフォンを持っていない場合はどうしたら良いですか？	ご家族、ご知人等でインターネット環境をお持ちの方がいらっしゃれば、その方に代理で登録していただくことが可能です。 また、危機管理室(新別館北館1階)にお越しいただく必要がありますが、大阪府職員による代行登録を行っています。(印刷代金30円が必要になります)ご予約等の詳細はコールセンター【06-4397-3268】にお問い合わせください。 【(参考)危機管理室への行き方】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38865/00000000/ikikata.pdf
3	入力フォームの業種選択の中に該当する業種が見つからないのですが、どうしたらいいですか？	その他を選択してください。
4	入力フォームに店のホームページを登録する欄がありますが、ホームページがない場合はどうすればいいですか？	必須項目ではありません。入力せずにお進みください。
5	事業者マイページとは何ですか？	事業者マイページは、登録いただいた施設の所在地・電話番号の変更及び「登録情報公開設定」への同意ができるページです。詳細は、下記pdfファイルをご確認ください。 事業者マイページに関するよくあるお問い合わせ(FAQ)【事業者マイページ】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38611/00365604/mypage.pdf
6	事業者マイページのステッカー発行番号は何を入れたらいいのですか？	過去にステッカーをご登録していただいている場合は、ステッカーの登録番号をご入力ください。まだステッカーを未発行である場合は、空欄のまま入力フォームに従い、ご入力ください。
7	パスワードを変更して発行ボタンを押しても、「すでに使用されています」のエラーメッセージが出て登録できないのですが。	同じメールアドレスかつ同じパスワードで複数施設の登録を行うことはできません。パスワードを異なる文字列で入力し、再度発行ボタンを押下してください。 また、以前「大阪コロナ追跡システム」にご登録いただいた際のパスワードについても同様の理由でご使用いただけませんので、異なるパスワードを入力するようにしてください。
8	ステッカー登録完了のメールが届かないのですが。	入力されたメールアドレスが正しいか再度確認をお願いします。メールアドレスが誤っている場合は、再度登録をお願いします。ドメインによる受信制限等をされている場合は、解除していただき、事業者マイページより再発行を行い、メールが届くかどうか試してください。メールソフトウェア・アプリによっては迷惑メールボックスなどに格納される場合があるので一度確認をお願いします。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-3.感染防止宣言ステッカー(登録)】

9	ステッカーの登録完了メールにPDFファイルが添付されていないのですが。	タイトルが「感染防止宣言ステッカーの発行について」となっているメールが届いていれば、当該メールに必ずPDFファイルが添付されています。スマートフォンなどでご登録いただいた場合、メールの最終行等に添付されていることもありますので、今一度メールをご確認ください。
10	登録した内容を修正したいのですが。	事業者マイページへログインしていただくことで、「郵便番号」「住所」「電話番号」の3項目の変更は可能です。しかし、その他の登録情報については変更ができないシステムですので、どうしても変更が必要な場合は、再度、新規登録をお願いします。
11	誤って2回登録してしまったのですが、どうしたらいいですか？	2枚あるステッカーについては、どちらかを掲示してください。
12	登録完了したのに、ステッカーが送付されてこないのですが。	府より送付するものではございません。登録完了後、出力ボタンを押下し、ご自身で印刷してください。

【2-4.感染防止宣言ステッカー(印刷)】

No.	質問	回答
1	プリンターがない場合はどうしたら良いですか？	<p>ご面倒ですが、コンビニ等で印刷いただくか、またはデジタル画面からも利用者登録いただけますので、店のデジタルサイネージ、タッチパネル、パソコンディスプレイなどにお送りしたステッカーデータを表示するなど、利用者に見えるよう掲示してください。</p> <p><参考>コンビニでのプリントの方法</p> <p>【スマホ】 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリと印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html ・ファミリーマート、ローソン https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/ja/howto.aspx</p> <p>【パソコン】 USBメモリ等にステッカーデータを保存する。主要コンビニでの印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.sej.co.jp/services/print.html ・ファミリーマート https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9 ・ローソン https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy</p>
2	ステッカーは何に印刷してもいいですか？	用紙、シール等をご自由にお選びいただいて構いません。
3	ステッカーを再発行するにはどうしたらいいですか。	事業者マイページにログインしていただくことでステッカーの再発行が可能です。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【2-5.感染防止宣言ステッカー(掲示)】

No.	質問	回答
1	感染防止宣言ステッカーはどこに掲示すれば良いですか？	施設・店舗の入口など、利用者が見やすい場所に掲示してください。
2	ステッカーは掲示ではなく、利用者に配布しても良いですか？	原則として掲示をお願いします。
3	ステッカーを複数枚印刷して掲示しても良いですか？	構いません。
4	ステッカーを拡大(縮小)して掲示しても良いですか？	構いません。ただし、縦横比は変えないようお願いします。(縦のみ拡大(縮小)、横のみ拡大(縮小)することは不可)
5	ステッカーは白黒で掲示しても良いですか？	構いません。
6	複数の店舗を運営しているが、全て同じステッカーを掲示しても良いですか？	お手数ですが、店舗ごとに登録のうえ、掲示してください。なお、店舗ごとに登録される際は、入力、印刷の作業をまとめて代行いただいても構いません。
7	ステッカーをホームページやSNSに掲載してもいいですか？	デザインを改変しなければ、掲載していただいて構いません。
8	ステッカー内の文言や字体を一部変更して掲示してもいいですか？	デザインの改変にあたりますので、ご遠慮ください。